

## 福島県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例

私たちは、広大な県土と中通り、会津、浜通りの気候や風土により育まれた、稲や野菜、果樹をはじめとした農作物等により、豊かな食生活を享受してきた。

また、それぞれの地域の特徴をいかした農作物等の生産が、本県農林業を支え、地域社会を維持する基礎となり、美しい農村風景と多様な食文化をつくり出すとともに、大消費地に近接する立地条件から、広く国民に対する食料の安定供給にも貢献してきた。

しかしながら、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害は、本県農林業を取り巻く環境に重大な影響を及ぼした。

このような状況の下で、本県農林業を持続的に発展させるためには、全ての農林業者が意欲と誇りを持って農林業を営むことができるよう、品質が高く、魅力ある「福島ならではの」農産物等を安定的に生産し、ブランド化を推進して競争力を高めることが重要である。

そこで、優良な品種を開発し、種苗を安定供給することが不可欠であるという認識の下、行政、農林業関係団体及び農林業者が連携し、施策を推進するとともに、広くその施策を明らかにするため、この条例を制定する。

### (目的)

第一条 この条例は、福島県奨励品種の優良な種苗の安定供給について、県の責務及び関係団体等の役割を明らかにするとともに、種苗の安定供給に必要な事項を定めることにより、本県ならではの特色ある農産物等の生産及び流通を図り、もって本県農林業の持続的な発展に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 主要農作物 水稻、大豆、大麦及び小麦をいう。
- 二 特定農作物 県が品種開発を行った野菜、果樹、花き、そば、オタネニンジン、きのこ及び桑をいう。
- 三 奨励品種 主要農作物及び特定農作物の品種のうち第七条の規定により指定された品種をいう。
- 四 種苗 植物体の全部又は一部で繁殖の用に供されるものをいう。

- 五 原種苗 種苗生産者が奨励品種の種苗の生産を行うために必要な種苗をいう。
- 六 原原種苗 原種苗の生産を行うために必要な種苗をいう。
- 七 種苗生産者 奨励品種の種苗の生産を行う者をいう。
- 八 種苗生産関係団体 奨励品種の種苗の生産に関係する団体をいう。
- 九 農業者団体 農業生産の現場において農業者の取組を支援する団体をいう。
- 十 周辺営農者 種苗生産ほ場の周辺において農林業を営む者をいう。

#### (基本理念)

第三条 奨励品種の優良な種苗の生産及び安定的な供給は、本県農林業の競争力の強化及び安全で安心できる食料の安定的な供給に不可欠なものであるという認識の下に行われなければならない。

- 2 奨励品種の種苗の生産及び普及は、県民の理解を得つつ、種苗生産関係団体、農業者団体との連携及び相互理解の下に行わなければならない。

#### (県の責務)

第四条 県は、奨励品種の優良な種苗の安定的な供給及び生産振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 県は、奨励品種の優良な種苗の安定的な供給及び生産振興に関する施策を推進するために、必要な体制の整備に努めるものとする。

#### (種苗生産者等の役割)

第五条 種苗生産者及び種苗生産関係団体は、奨励品種の種苗の適正な栽培を行い、優良な種苗の生産及び安定的な供給に努めるものとする。

- 2 種苗生産者及び種苗生産関係団体は、奨励品種の優良な種苗の安定的な供給の促進に資するよう、県が行う安定的な供給、生産振興その他の取組に協力するよう努めるものとする。

#### (県民に対する理解の促進)

第六条 県は、奨励品種の優良な種苗の安定的な供給の重要性について、県民の理解の促進に努めるものとする。

#### (奨励品種の指定)

第七条 県は、主要農作物及び特定農作物の品種のうち、収量、品質等に関し優れた特性を有し、県内に普及すべき品種を奨励品種として指定するものとする。

2 奨励品種の指定に当たっては、将来の需要を十分考慮し、品種選定に必要な調査等を行うものとする。

(奨励品種の開発)

第八条 県は、奨励品種となりうる品種の開発に努めるものとする。

(奨励品種の種苗生産計画の策定)

第九条 県は、毎年度、奨励品種の優良な種苗の安定的な生産及び供給に関する計画（以下「種苗生産計画」という。）を種苗生産者及び種苗生産関係団体と協議し策定するものとする。

(奨励品種の種苗、原種苗及び原原種苗の生産等)

第十条 種苗生産者及び種苗生産関係団体は、種苗生産計画に基づき、県と連携して奨励品種の種苗の生産及び供給を行うものとする。

2 県は、種苗生産計画に基づき原種苗及び原原種苗の生産その他必要な措置を講ずるものとする。

(検査の実施)

第十一条 県は、種苗生産者及び種苗生産関係団体に対し、奨励品種の種苗の品質を確保するため、知事が別に定める基準に基づき検査を実施するものとする。

(種苗生産者等への助言等)

第十二条 県は、種苗生産者、種苗生産関係団体及び周辺営農者に対し、奨励品種の種苗の品質の確保並びに安定的な生産及び供給のために必要な助言等を行うものとする。

(人材の育成等)

第十三条 県は、奨励品種の開発及びその優良な種苗の安定供給のため、人材の育成、技術の継承及び種苗供給が円滑に行われるための環境の整備に努めるものとする。

(知的財産権の保護等)

第十四条 県は、県が品種の開発を行った奨励品種に係る知的財産権を適切に管理し、当該知的財産権の活用に努めるものとする。

(財政上の措置)

第十五条 県は、奨励品種の優良な種苗の安定的な供給を促進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第十六条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前に奨励品種に相当する品種として県が決定した品種は、第七条第一項の規定により指定した奨励品種とみなす。